

## 基準病床数の改定

### 1 改定の考え方

- 一般・療養病床に係る基準病床数については、全国統一の算定式により改定するが、県としては、地域医療構想に基づく必要病床数を基本として医療提供体制の充実を図る。
- 地域医療構想の推進にあたっては、新たな基準病床数が必要病床数を下回ることから、
  - ① 急性期病床等から回復期病床への病床機能の転換
  - ② 過剰となる急性期病床の廃止 等により、病床の機能分化・連携を進めていく。
- 精神病床についても国算定式により改定する（H28：10,801床→R3：9,602床）。
- 結核及び感染症病床については、新型コロナウイルス感染症等新興感染症への対応を踏まえ、引き続き検討する（今年度は改定しない）。

### 2 圏域ごとの一般・療養病床の状況

圏域	神戸	阪神	東播磨	北播磨	播磨姫路	但馬	丹波	淡路	計
①基準病床数 (現行)	15,600	15,697	6,438	3,335	8,237	1,474	1,267	1,699	53,747
②既存病床数 (R2.10.1)	15,491	15,670	6,234	3,198	8,182	1,380	1,167	1,710	53,032
③必要病床数 (R7(2025))	15,647	15,840	6,454	3,368	7,491	1,400	831	1,424	52,455
④基準病床数 (改定案)	13,246	12,748	5,828	2,789	6,990	1,350	680	1,084	44,715
差引 (改定案④－現行①)	△ 2,354	△ 2,949	△ 610	△ 546	△ 1,247	△ 124	△ 587	△ 615	△ 9,032
差引 (既存②－必要③)	△ 156	△ 170	△ 220	△ 170	691	△ 20	336	286	577
差引 (基準①－既存②)	109	27	204	137	55	94	100	△ 11	715